

## 1 自閉症について

「自閉症」は、①他者との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする。「高機能自閉症」とは、知的発達の遅れを伴わない自閉症を指す。「アスペルガー症候群」は、知的発達と言語発達に遅れはないが、上記①や③の特徴がみられる。自閉症においては、知的障害、言語障害、注意欠陥多動性障害、学習障害や不安症など、様々な併存症が報告されており、医学的併存疾患としてはてんかんを合併しやすい。その他の特徴として、感覚の過敏性や鈍感性、刺激の過剰選択性が見られることがある。さらに、中枢性統合の弱さも見られることがある。自閉症は、中枢神経系に何らかの機能不全があると推定されている。

## 2 自閉症のある子供の教育的ニーズ

### (1) 早期からの教育的対応の重要性

自閉症の教育的対応は、困難が多いと指摘されてきたが、早期から環境調整や適切な教育的対応を行うことにより、自閉症のある子供の社会性やコミュニケーション能力の発達の促進、二次的な情緒や行動面の問題の予防が可能となっている。例えば、絵カードや写真等を用いるなど視覚的に情報を得やすいようにして見通しをもてるようにする、活動等の時間帯を一定に設定するなど変更を少なくすることで、心理的な安定を得やすくすることなどが大切である。

自閉症のある子供の保護者のストレスは、他の障害のある子供の保護者のストレスと比べると高い。保護者が子供に障害があることが分かったときの気持ちを出発点として、障害を理解することができるようになるまで、保護者の心情理解が特に必要とされる。子供が集団から離れて行動する様子から、保護者自身も他の保護者から孤立することがある。個別の教育支援計画等を活用し、関係機関等と連携を図りながら、保護者支援を行っていくことが求められる。

### (2) 教育的ニーズを整理するための観点

#### ① 自閉症の状態等の把握

自閉症の子供の特性として、酸味や辛み、苦みなどを異常に強く感じたり、食感や食べ物の温度にこだわったりするため、極端な偏食になることがある。着替えの途中で自分の好きな感触の衣服に触れると、身の回りの整理に関心が向かなくなることがある。また「視覚認知の優位」も見られる。相手の言葉を字義どおりに受け止めて、会話の状況から相手の真意を読み取ることが難しかったり、相手の表情や言葉の調子などから相手の感情を理解することが難しかったりする。

自閉症の状態等を把握するに当たっては、医学的側面、行動上の諸課題、家庭や学校における生活の状態、集団への参加や学習への参加状況、学習の習得状況、知的機能の状態などを把握する必要がある。実態把握には、KABC、新版K式発達検査、PEP-R、ADOS-2等がある。なお、自閉症のある子供は、慣れていない場所や知らない場所での活動に対して不安感を抱くことが多いため、子供が事前に訪れて活動をしたことがあるような、慣れ親しんだ場所において行うことが重要である。

#### ② 自閉症のある子供に対する特別な指導内容

身近な教師との関わりから、少しずつ教師との安定した関係を形成することや、やりとりの方法を大きく変えずに繰り返し指導するなどして、方法が定着するように指導することが必要である。また、自分を落ち着かせることができる場所で慣れ親しんだ活動に取り組み、落ち着きを取り戻す経験を積み重ね、興奮を静める方法を知ることや、感情を表した絵やシンボルマーク等を用いながら、自分や他者の気持ちを視覚的に理解し、信頼関係を築くことが大切である。スケジュールや、予想される事態を前もって伝えたり、事前に体験できる機会を設定したりすることが大切である。切り替えが難しいこともあるが、無理にやめさせるのではなく、本人が納得して次の活動に移るよう、段階的に意識を切り替えることが大切である。

#### ③ 自閉症のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容

写真や図面、模型、実物等、視覚情報を活用できるようにしたり、扱いやすい道具を用意したり、補助具を効果的に利用したりする。また、学習活動の順序を分かりやすくするために活動予定表等の活用を行ったり、安全性を確保した校内環境を整備したりすることが大切である。特に、興奮が収まらない場合を想定し、クールダウン等のための場所を確保する。さらに、災害時は極度に混乱した心理状態やパニックに陥ることを想定する。また災害後も、パニック等を想定し、落ち着いて過ごすスペースを確保できるよう、避難場所及び施設・設備を整備する。

### 3 自閉症のある子供の学びの場と提供可能な教育機能

#### (1) 通常の学級における指導

小中学校等で編成される教育課程に基づいて、各教科等の指導を学級、学年集団で行ったり、全体で学校行事に取り組んだりするなど、一斉の学習活動が基本である。各教科等を学ぶ場合、「自閉症のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容」、「学習指導要領総則」、「学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫」等を参考として、子供一人一人の教育的ニーズを踏まえて工夫することが重要となる。その上で、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用して、自閉症の特性に起因する困難さに対する配慮や指導上の工夫を行う。また、情緒を安定させて集団活動に参加することができたり、他者と関わる際の具体的な方法が身に付いている状態であったりする場合は、通常の学級での指導を検討することが考えられる。

#### (2) 通級による指導（自閉症）

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知)

自閉症又はアスペルガー症候群を含む広汎性発達障害を有するもので、各教科等の学習において、一部継続的な指導上の工夫や個に応じた手立てにより、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもつことができる子供が対象になる。なお、通常の学級において教科等を他の子供たちと一緒に学ぶことができる自閉症のある子供の中にも、他人との意思疎通に関わることや対人関係、社会生活への適応などの困難さの改善のためには、通常の学級では実施できない特別な指導が必要となる場合がある。

通級による指導を行うに当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な指導目標や指導内容を定め、指導を行うものであり、自閉症の特性や、子供一人一人の教育的ニーズに十分配慮することが大切である。その際、他者との関係性に関わる指導を中心に、内容を相互に関連付けて指導を行うことが大切である。また、知識や技能等を指導する個別指導だけではなく、個別指導で学んだ知識や技能等をより一般的な場面で活

(い) かせるようにするために、小集団で指導を行うなど、段階的な指導の工夫を行う。こうした学びを経て、学校などの決まりに合わせて過ごせるようになる力や、自分なりに他者と適切な人間関係を保つ力を身に付け、通常の学級などにおいて、その力を発揮できるようにする。しかし、自閉症の特性により、例えば文学的な文章における気持ちの読み取りが難しいなどの場合は、子供一人一人の障害の状態等に応じた教材を用意し、意欲的に学ぶことができるようにするための指導を行うことも大切である。

なお、通級による指導の内容について、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であることに留意することが大切である。

#### (3) 自閉症・情緒障害特別支援学級

- 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの
  - 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの
- (平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知)

自閉症又はアスペルガー症候群を含む広汎性発達障害に類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である子供が自閉症の対象となる。なお、指導に当たっては、通級による指導への学びの場の変更の可能性も視野に入れて、子供一人一人の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことが大切である。特別支援学級において特別な指導を行ったことにより、学習や社会生活への適応の状態が改善され、一斉での学習活動において、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもてる状況に変容してきた場合には、通常の学級による指導と通級による指導を組み合わせた指導について検討を行うことが考えられる。また、自閉症と選択性かん黙等とは、原因と対応が大きく異なることから、学習グループの編成を工夫する等して、子供一人一人の障害の状態等に応じた指導が適切にできるようにするための工夫が必要である。知的障害を併せ有している子供で、各教科を特別支援学校（知的障害）の各教科に替える必要がある場合は、知的障害特別支援学級で学ぶことについても十分検討する必要がある。

なお、本編では表記を「自閉症」に統一して述べているが、DSM-5の診断基準の改訂による用語の変更については、以下の参考を参照のこと。また、本編における「自閉症」の用語の取扱いについては、学校教育法施行規則及び関連通知に基づいている。ただし、日本精神神経学会で定めたDSM-5病名・用語翻訳ガイドラインにおいて、「自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障害」を用いることが推奨されている。

#### 【参考】

2013年、米国精神医学会により刊行されたDSM-5では、広汎性発達障害 (pervasive developmental disorders) の用語が自閉症スペクトラム症 (autism spectrum disorder) という用語に変更された。

この変更は、自閉的な特徴のある人は、知能障害などその他の障害の有無・状態にかかわらず、その状況に応じて支援を必要としており、その点では自閉症やアスペルガー症候群などと区分しなくてもよいこと、また、自閉症やアスペルガー症候群などの広汎性発達障害の下位分類の状態はそれぞれ独立したものではなく状態像として連続している一つのものと考えられること、という診断基準の変更によるものである。

## 【参考資料】教育的ニーズを整理するための調査事項の例（自閉症）

以下の資料は、自閉症のある子供の教育的ニーズを整理するための三つの観点を踏まえて調査票の参考例として調査項目等を示したものである。実際の調査においては、以下に加え調査事項を追加する等により活用することを意図している。

なお、詳細な事項の内容については、本編Ⅶを参照のこと。

1 自閉症のある子供の教育的ニーズについて～教育的ニーズを整理するための観点～		
① 自閉症の状態等の把握		
視 点	項 目	記 録
医学的側面	障害に関する基礎的な情報の把握	
	既往・生育歴	
	幼児期の発達状況	
	併存している障害の有無	
	服薬治療の有無	
心理学的、 教育的側面	発達の状態等に関すること	
	生活リズムの形成	
	基本的な生活習慣の形成	
	活動に対する状況	
	意思の伝達能力と手段	
	知能の発達	
	情緒の安定	
	本人の障害の状態等に関すること	
	感覚や認知の特性	
	障害による学習上又は生活上の困難を改善するために、工夫し、自分の可能性を生かす能力	
	社会性及び集団への参加の状況	
	学習の状況	
	自己理解の状況	
	諸検査等の実施	
	行動観察	
	検査の結果	
	認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報の把握	
学校での集団生活に向けた情報		
成長過程		
② 自閉症のある子供に対する特別な指導内容		
他者との関わりの基礎に関すること		
情緒の安定に関すること		
状況の理解と変化への対応に関すること		
障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること		
感覚調整の補助及び代行手段の活用に関すること		
認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること		
他者の意図や感情の理解に関すること		
生活習慣の形成に関すること		

<b>③ 自閉症のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容</b>		
ア 教育内容・方法	(ア) 教育内容	
	a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	
	b 学習内容の変更・調整	
	(イ) 教育方法	
	a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	
	b 学習機会や体験の確保	
	c 心理面・健康面の配慮	
イ 支援体制	(ア) 専門性のある指導体制の整備	
	(イ) 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	
	(ウ) 災害等の支援体制の整備	
ウ 施設・設備	(ア) 校内環境のバリアフリー化	
	(イ) 発達障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	
	(ウ) 災害等への対応に必要な施設・設備の配慮	
<b>2 学校や学びの場について</b>		
設置者の受け入れ体制	小・中学校の状況	
本人・保護者の希望	希望する学校、教育の場	
	希望する通学方法	
<b>3 その他</b>		
併せ有する他の障害の有無と障害種		